

発注者別評価点申告書提出要領

発注者別評価点とは、「土木一式」「建築一式」「電気」「管」のうち、いずれかの工種について、入札の参加登録を希望する場合に、その企業の技術力や地域貢献度などを点数化し、評価するものです。

1 申告書の提出が必要な方

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」の4工種（以下「4工種」という。）のいずれかについて入札の参加登録を希望する方。

提出書類には、必須のものがありますので下記「2 提出書類」をご確認ください。

2 提出書類

下記のことを提出してください。

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| (1) 発注者別評価点申告書（様式1） | ※必須 |
| (2) 発注者別評価点得点表（様式2） | ※必須 |
| (3) 発注者別評価点（必須 様式3） | ※必須 |
| (4) 発注者別評価点（任意 様式3） | ※任意 |
| (5) 指定された添付書類 | <u>該当がある場合には必ず提出してください。</u> |

3 発注者別評価点の基準日と評価項目

原則基準日は、令和5年1月31日とします。ただし、下記の「必須① 税滞納状況」については、納税証明書の証明年月日が申告書提出日以前3か月以内のものであればよいこととします。

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| ・評価項目（ <u>必須</u> ） | ・評価項目（任意） |
| 必須① 税滞納状況 | 任意① 工事成績 |
| 必須② 指名停止等の状況 | 任意② 優良工事表彰 |
| | 任意③ 男女共同参画推進状況 |
| | 任意④ ボランティア活動の状況 |
| | 任意⑤ 除雪業務の請負状況 |
| | 任意⑥ 消防団協力事業所認定状況 |
| | 任意⑦ 保護観察対象者等の協力雇用主の登録・雇用状況 |
| | 任意⑧ エコアクション21の認証取得 |
| | 任意⑨ 新発田市民雇用の状況 |
| | 任意⑩ 障害者雇用の状況 |
| | 任意⑪ 健康経営の状況 |

4 発注者別評価点の加点又は減点の方法

- (1) 「必須① 税滞納状況」及び「必須② 指名停止等の状況」については、4工種のうち、複数の工種について入札の参加登録を希望する場合は、それぞれの工種において減点します。
- (2) 「任意① 工事成績」については、4工種のうち、入札の参加登録を希望する工種ごとに平均点を算出し、加点します。
- (3) 「任意② 優良工事表彰」については、4工種のうち、表彰を受けた工種のみ加点します。
- (4) 「任意③から任意⑩」までについては、4工種のうち、複数の工種について入札の参加登録を希望する場合は、それぞれの工種において加点します。

5 提出書類の記入方法

初めに必須様式3と任意様式3を作成し、そこで得た各点数を様式2へ転記します。次に様式2で合計点数を計算し、そこで得た点数を様式1に転記する流れとなります。各様式の記入方法は以下のとおりです。

なお、提出後に虚偽の申告が判明した場合、新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の規定による指名停止となる場合がありますので、ご注意願います。

(1) 発注者別評価点申告書 (様式1) (必ず提出してください。)

- ア 提出日を記載し、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入してください。
- イ 「1 入札の参加登録を希望する工種」については、4工種のうち入札の参加登録を希望する工種を○で囲んでください。
- ウ 「2 申告点数」については、希望工種ごとの評価点を様式2から転記してください。

(2) 発注者別評価点得点表 (様式2) (必ず提出してください。)

- ア それぞれの発注者別評価項目について様式3から評価点を転記してください。
- イ 必須①及び②については、0点であっても必ず点数を記載してください。
- ウ 任意①から⑩については、該当する評価項目のみ点数を記載し、該当しない項目については、空欄としてください。
- エ 発注者別評価点については、入札の参加登録を希望する工種ごとに記載の数式に基づき計算し、工種ごとの点数を記載してください。

(3) 発注者別評価点 (必須 様式3) (必ず提出してください。)

- ア 必須① 税滞納状況
 - ・市税、県税、法人税、又は所得税、消費税及び地方消費税（※新潟県及び新発田市に納税義務がない場合は、国税のみ提出となります。）のいずれにも滞納がない場合は、「1」を○で囲み、「減点数」欄に0を記入してください。いずれかに滞納がある場合は、「2」を○で囲み、「減点数」欄30を記入してください。

【添付書類】 必要なし（資格審査の添付書類である納税証明書の他に別途提出の必要はありません。）

イ 必須② 指名停止等の状況

- ・基準日から過去2年間(令和3年2月1日から令和5年1月31日までの間)において、新発田市又は新発田市水道局から書面で警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)又は指名停止を受けたことがない場合は、「1」を○で囲み、「減点数」欄に0を記入してください。該当がある場合は、「2」を○で囲み下欄に必要事項を記入してください。
- ・新発田市及び新発田市水道局から同一の理由で指名停止又は警告等を受けた場合は、いずれか処分の重い方を記入してください。
- ・指名停止は期間の初日、警告等は警告等が行われた日が上記の期間内にあれば該当します。令和3年2月1日現在に指名停止であっても、期間の初日が令和3年1月31日以前であれば記入の必要はありません。
- ・警告等の場合は、期間を記入する必要はありません。
- ・指名停止や警告等と同一の理由で監督処分があった場合は、有無の欄に有と記入してください。ただし、提出する経営事項審査において、減点がなされていない場合は、無として記入してください。
- ・指名停止、警告等の合計点数から経営事項審査の監督処分の減点数を差し引いた点数が、発注者別評価点の減点数となります。
- ・合計点数から監督処分減点数を差し引いた数値が0又は正の数となった場合は、減点数の欄に0を記入してください。

(例) 指名停止が3か月間で、同一の理由で建設業法による営業停止処分があり、経営事項審査において既に減点されている場合

$$-20 \text{ 点} - (-30 \text{ 点}) = 10 \text{ (正の数となるため、0を記入)}$$

【添付書類】経営事項審査において、監督処分による減点がある場合は、監督処分通知書の写しを添付してください。

指名停止等の期間	警告等1回につき	1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 9か月未満	9か月以上 12か月未満	12か月以上
減点数	5点	10点	15点	20点	25点	30点	50点

(4) 発注者別評価点(任意 様式3) (提出は任意です。)

ア 任意① 工事成績

- ・当市(水道局含む)発注工事で、基準日から過去2年間(令和3年2月1日から令和5年1月31日までの間)において、検査(契約額500万円以下等の簡易評定表による検査を除く)が終了しているものについて、記入してください。
- ・2つ以上の工種の入札の参加登録を希望する場合は、工種ごとに作成してください。
- ・成績合計点数を工事数で除して得た平均点数の小数点以下は、切捨ててください。
- ・JVによる施工は含みません。

【添付書類】 必要なし

平均点	95 点以上	90 点以上 95 点未満	85 点以上 90 点未満	80 点以上 85 点未満	75 点以上 80 点未満	70 点以上 75 点未満	65 点以上 70 点未満	65 点未満
得点	70 点	60 点	50 点	40 点	30 点	10 点	5 点	0 点

イ 任意② 優良工事表彰

(新発田市からの表彰：最大 2 件記入可能、新潟県又は国からの表彰：最大 4 件記入可能)

- ・基準日から過去 2 年間（令和 3 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの間）（表彰日がこの間に属すること。）において、新発田市、新潟県又は国から優良工事表彰を受けた場合に記入してください。
- ・表彰は元請施工による表彰に限ります。下請や技術者の表彰及び J V による施工表彰は含みません。
- ・国の表彰は、新潟県内の工事による表彰に限ります。
- ・2 つ以上の工種において優良工事表彰がある場合は、工種ごとに作成してください。

【添付書類】 表彰状の写し

ウ 任意③ 男女共同参画推進状況

- ・令和 5 年 1 月 31 日現在において、新潟県のハッピー・パートナー企業の登録をしている場合は、「1」を○で囲み、「得点数」欄に 10 点を記入してください。取得していない場合は、「2」を○で囲み、「得点数」欄に 0 を記入してください。

【添付書類】 登録証の写し

エ 任意④ ボランティア活動の状況（最大 5 件記入可能）

- ・基準日から過去 2 年間（令和 3 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの間）において、公共団体又は法人等が主催する新発田市内におけるボランティア活動に会社として参加した場合に記入してください。町内会主催で個人として参加した場合等は該当しません。
- ・福祉、環境、国際交流等、地域社会への貢献であればジャンルは問いません。
- ・主催者の代表が会社としての参加を証明できるものに限りします。
- ・主催者が年間を通じて同一のボランティア活動を行っている場合は、複数日参加しても年間 1 回として計上してください。
- ・新発田市が主催した活動に参加した場合、記入は必要ですが、証明書は必要ありません。

【添付書類】 主催者の発行するボランティア活動参加証明書
(様式は自由ですが、概ね下記の例にならってください。)

(例)

ボランティア活動参加証明書	
(宛先) 新発田市長	○ ○ ○ 協会 会長 ○○ ○○
(株)○○○は、下記のとおり当協会が主催したボランティア活動に参加したことを証明する。	
令和5年 月 日	
記	
1 活動名称	○○川河川敷大清掃
2 活動内容	○○川河川敷のあき缶拾い等
3 活動年月日	令和○年○月○日
4 参加人数	○名

オ 任意⑤ 除雪業務の請負状況

・令和3・4年度において、新発田市内における国道、県道又は市道の除雪業務（歩道除雪を含む）を請け負ったかどうかについて記入してください。

・契約書のない除雪は該当しません。

・令和3年度及び令和4年度に契約のある場合は、「1」を○で囲み、「得点数」欄に25点を記入し、令和元年度又は令和2年度のどちらか一方のみに契約がある場合は、「2」を○で囲み、「得点数」欄に10点を記入してください。また、どちらの年度にも契約がない場合は、「3」を○で囲み、「得点数」欄に0点を記入してください。

【添付書類】 契約書の写し

(契約書の写しは、国、県、市を問わず、年度ごとに1部を提出してください。)

カ 任意⑥ 消防団協力事業所認定状況

・令和5年1月31日現在において、新発田市消防団協力事業所に認定されているかどうかについて記入してください。

・新発田市消防団協力事業所に認定されている場合は、「1」を○で囲み、「得点数」欄に10点を記入し、認定されていない場合は、「2」を○で囲み、「得点数」欄に0点を記入してください。

【添付書類】 認定通知（再認定通知）の写し

キ 任意⑦ 保護観察対象者等協力雇用主の登録・雇用状況

・令和5年1月31日現在において、保護観察対象者等協力雇用主として登録しているかどうか、及び保護観察対象者等を雇用した実績があるかどうかについて記入してください。

・令和3年2月1日から発注者別評価点の基準日（令和5年1月31日）までの間に保護観察対象者等を雇用した実績がある場合は「1」を○で囲み、「得点数」欄に10点を記入し、保護観察対象者等協力雇用主として登録している場合は「2」を○で囲み、「得点数」欄に5点を記入し、保護観察対象者等協力雇用主として登録しておらず、保護観察対象者等を雇用していない場合は「3」を○で囲み、「得点数」欄に0点を記入してください。

【添付書類】 登録を証する書類の写し、雇用を確認できる書類の写し

※保護観察対象者等協力雇用主への登録については、各地区の保護観察所へお問い合わせください。

ク 任意⑧ エコアクション21の認証取得

・令和5年1月31日現在において、エコアクション21の認証を取得しているかどうかについて記入してください。

・エコアクション21の認証を取得している場合は、「1」を○で囲み、「得点数」に5点を記入し、取得していない場合は、「2」を○で囲み、「得点数」欄に0を記入してください。

【添付書類】 認証・登録証等の写し

ケ 任意⑨ 新発田市民雇用の状況（最大8名記入可能、最大点数40点）

・新発田市内に主たる営業所又は新発田市に従たる営業所で令和2年11月1日から令和4年10月31日までの間に、新発田市民を正規職員として新規採用し、令和5年1月31日現在においても、その者と継続的な雇用関係にある場合に記入してください。ただし、令和5年1月31日現在においてもその者が新発田市民である場合に限りです。その内、若年者（採用日における年齢が30歳未満）及び技術者の雇用については各5点加算します。

【添付書類】 ・健康保険証の写し（事業所名、資格取得年月日、本人の住所の記載があるもの）

・技術者の場合、国家資格等（「令和5・6年度新発田市建設工事入札参加資格審査申請要領_第1の3（2）」参照）を証する証書の写し

コ 任意⑩ 障害者雇用の状況（最大点数25点）

・令和5年1月31日現在において、障害者の法定雇用義務がある者で、**法定雇用障害者数（法定雇用率（2.3%）を満たす数）を超える数 ※1**の障害者を雇用している場合は上段に記載し、法定雇用義務がない者で障害者を雇用している場合は下段に記載してください。

・法定数以上の障害者を雇用していない者及び雇用義務のない者で障害者を雇用していない場合は記入の必要はありません。

★障害者の法定雇用義務がある者

- ・重度の障害者を雇用している場合は、1人を2人としてカウントしてください。
- ・障害者である短時間労働者を雇用している場合は、1人を0.5人としてカウントしてください。
- ・法定雇用障害者数の算定式は以下の通りです。

「法定雇用障害者数（少数点以下切り捨て）＝

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数×2.3%」

※1（例）

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数が70人、雇用障害者数が5.5人の場合
法定雇用障害者数（法定雇用率を満たす数）は1人（ $70 \times 2.3\% = 1.61$ 人）となります
ので、「超える数」は2人以上となります。

雇用障害者数 5.5人 － 法定雇用障害者数 1人 ＝ 4.5人

4.5人 × 5点 ＝ 22.5点 得点数は23点となります。

（得点数は、小数点以下を切り上げてください。）

★障害者の法定雇用義務がない者

- ・障害者雇用人数へ雇用人数を記載してください。

【添付書類】 障害者の法定雇用義務がある者は、

障害者雇用状況報告書（公共職業安定所提出用）の写し

障害者の法定雇用義務がない者は、

健康保険証の写し及び障害者手帳の写し

サ 任意⑩ 健康経営の状況

- ・令和5年1月31日現在において、新潟県のにいがた健康経営推進企業の登録をしている場合は、「1」を○で囲み、「得点数」欄に10点を記入してください。取得していない場合は、「2」を○で囲み、「得点数」欄に0を記入してください。

【添付書類】 登録証の写し